

国立大学法人滋賀大学研究倫理委員会規程

(設置)

第1条 滋賀大学（以下「本学」という。）で行われるヒトを直接対象とした研究及び医療行為（以下「研究等」という。）について、倫理的観点から審査することを目的として、本学に滋賀大学研究倫理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(対象)

第2条 この規程による審査の対象は、教員の行う研究活動等のうち、倫理上の問題が生じるおそれがあり、それに対する配慮が必要なもの及び研究活動等の結果を公表するものを対象とする。

(任務)

第3条 委員会は、本学に所属する教員の申請に基づき、その研究及び実施計画の内容等について審査する。

(委員会の組織)

第4条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織し、男女両性で構成する。

(1) 学長が指名する理事

(2) 学部から選出された教員 各2人

(3) 保健管理センターから選出された教員 1人

(4) 本学以外の倫理及び法律に関する有識経験者 2人

(5) 一般の立場から意見を述べることができる者 1人

2 前項第4号及び第5号の委員は、学長が委嘱する。

3 第1項第2号から第5号までの委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員会が必要と認めるときは、特定の課題について審査する期間において特別委員を別途委嘱することができる。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、前条第1項第1号の委員をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員が、その職務を代行する。

(議事)

第6条 委員会は、委員（第4条第4項の特別委員を含む。以下同じ。）の3分の2以上が出席し、かつ、同条第1項第4号の委員1人以上の出席がなければ、議事を開くことはできない。

2 委員は、自己の申請に係る審査に加わることができない。

3 委員会は、申請者に委員会への出席を求め、実施計画の内容等について説明を求めるとともに、意見を聴くことができる。

4 申請された研究の審査結果は、出席委員全員の合意を原則とする。ただし、全員の合意が得られない場合は、無記名投票により出席委員の4分の3以上の同意をもって判定する。

5 判定は、次に掲げるいずれかの表示により行う。

- (1) 非該当
- (2) 承認
- (3) 条件付承認
- (4) 変更の勧告
- (5) 不承認

6 委員会は、原則として非公開とする。ただし、委員会が必要と認めるときは、公開することができる。

7 審査内容、審査経過及び判定は、記録として保存し、委員会が必要と認めるときは、公表することができる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(申請の手続き及び審査結果の通知)

第8条 審査を申請しようとする者は、別紙様式第1号による研究倫理審査申請書に必要な事項を記入し、学長に提出しなければならない。

2 学長は、審査申請に対して1か月をめぐりに審査を終了し、審査終了後速やかに別紙様式第2号による審査結果通知書を申請者に交付しなければならない。

3 前項の通知に当たっては、審査結果が第6条第5項第3号、第4号及び第5号に該当するときは、それぞれの条件、変更又は不承認の理由等を明記しなければならない。

(事務)

第9条 委員会の事務は、学術国際課において処理する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成23年4月19日から施行する。

2 この規程施行後、最初に選出される第4条第1項第2号から第4号までの委員の任期は、第4条第3項の規定にかかわらず、平成25年3月31日までとする。

附 則

1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

2 この規程施行後、最初に選出される第4条第1項第5号の委員の任期は、第4条第3項の規定にかかわらず、平成31年3月31日までとする。

研究倫理審査申請書

平成 年 月 日

国立大学法人滋賀大学長 殿

申請者
所 属
氏 名
印

下記について審査を申請します。

記

所属長の氏名及び印	印		
1. 課題名			
2. 主任研究者	所属	職名	氏名
3. 分担研究者	所属	職名	氏名
	所属	職名	氏名
4. 研究の目的及び実施計画の概要			
5. 研究実施に当たっての倫理上の問題点及びそれに対する配慮			
6. 研究の実施場所			

※ 申請にあたって、研究計画及び関連機関・学協会の倫理基準等を参考資料として添付すること。

審査結果通知書

平成 年 月 日

申請者 殿

国立大学法人滋賀大学長

印

課題名

主任研究者名

上記に係る実施計画書等を、平成 年 月 日の滋賀大学研究倫理委員会で審査し、下記のとおり判定しましたので通知します。

記

判定	非該当	承認	条件付承認	変更の勧告	不承認
理由					
その他					

(備考) 非該当；本研究計画は本倫理審査会で審議する研究ではないもの